

納税者は、違法あるいは不当な処分により権利または利益の侵害を受けることが憂慮される場合には、オンブズマンなど第三者機関に、適正で迅速な救済を求める権利を有する。

【解説】 税額を確定させる税務調査などの「事前手続き」の明確化と、処分に対する不服申し立てや裁判への「事後手続き」の明確化はともに重要であり、なお一層、納税者の権利保護に資する制度の確立が要請されます。

たとえば、違法・不当な調査が行われているときや課税処分がなされようとしているときは、職権による是正命令権や中止命令権をもつ独立した立場の「機関」が必要です。アメリカなどで導入されている納税者権利擁護官制度やオンブズマン制度は有効と考えられます。こうした請求権を納税者に認めることは、税務署と納税者の対等な関係を実現するうえで欠かせない仕組みと考えます。

先進国で納税者権利憲章がないのは日本だけです

世界の納税者権利保護の状況

項目	日本	アメリカ	ドイツ	フランス	イギリス	韓国	カナダ	スペイン
納税者権利保護法がある	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
プライバシー尊重の規定がある	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
文書による税務調査の事前通知がある	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
調査終了後の修正申告の懲罰を行わない	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
納税者の承諾がなければ反面調査を行わない	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
「質問応答記録書」を強制しない	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
税金オンブズマン制度がある	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
裁判所に直接不服を訴えることができる	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

TCフォーラムは、2018年4月納税者権利憲章（案）を公表しました。私たちは納税者権利憲章の制定を求めて活動していますが、どのような憲章があったらいいのか、皆さんにイメージしやすいように具体的な形にしました。このパンフレットでは8つの項目について解説を加えました。私たち納税者が納税者の権利とはどのようなものを知り理解することが大切だと考えるからです。納税者権利憲章は、たとえば、事業開始の届け出をしたときや税務調査を受ける際に渡され、日常的にポスターや国税庁のホームページなどで納税者に知らされます。納税者権利憲章は制定することが目的ではなく、納税者にとっても国にとっても身近な指針として憲章を活かしていくことが大切です。

TCフォーラム(納税者権利憲章をつくる会)とは

TCフォーラムのTはTaxpayer(納税者)のTを、CはCharter(憲章)を意味します。

1970年代後半以降、1975年フランスにおける「税務調査に関する憲章」制定に始まり、ドイツ（旧西ドイツ）、カナダ、イギリス、ニュージーランド、アメリカ、インドで、納税者権利憲章や納税者権利章典などの納税者の権利保障制度の整備が進みました。このような世界的な気運の中で、我が国においても納税者権利憲章案が各団体から出され、制定を望む声が高まり1993年4月、TCフォーラムを結成し活動しています。

私たちTCフォーラムは 納税者権利憲章の制定を 早急に求めます

1970年代後半以降、欧米各国では納税者権利憲章や納税者権利章典などの納税者の権利保障制度の整備が進み、納税者権利憲章制定や保護法制整備の動きはアジア、アフリカ諸国など世界中に及んでいます。OECD加盟国で納税者権利憲章がないのはわが国だけです。

このように広がりを見せる背景には、納税者権利憲章は、納税者の権利を保護する目的と同時に、課税当局にとっても納税者との不要なトラブルを防止し、納税者と課税当局との信頼関係構築に寄与するものとの認識が定着しつつあるからです。

納税者の権利の確立のためにも、税務行政の円滑な運営のためにも、納税者権利憲章制定は世界の潮流なのです。



TCフォーラム
(納税者権利憲章をつくる会)

納税者権利憲章(案)

納税者の権利は、日本国憲法の基本原理に基づき尊重され保障されなければならない。税務職員は納税者が納税義務を誠実に履行できるよう必要な情報と便益を最大限に提供しなければならず、納税者の権利が保護され実現されるように最善を尽くす義務がある。

この憲章は、納税者が保障されるべき権利を具体的に知らせるために制定する。

この憲章は、あらゆる機会を通じて納税者に交付される。

1 紳税者は、課税庁が行う税務調査、徴収等において公正かつ丁重に扱われる権利を有する。納税者の行った申告は、具体的な反証がない限り、すべて誠実かつ適正なものとして尊重される。

【解説】 紳税者権利憲章制定の意義の一つは、納税者と税務署との「対等性」を確保することにあります。税務職員は、納税者を「主権者」として「公正かつ丁重に」扱うことが求められ、犯罪者扱いなどあってはなりません。

わが国の税金の多くは申告納税制度を採用しており、納税額はその申告によって確定する仕組みです。調査権（質問検査権）は例外的に発動されるものであり、納税者の申告は尊重されるべきです。

2 すべての納税者は、申告納税制度に基づき自らの計算により納付すべき税額を決定する権利を有する。

【解説】 申告納税制度は、納税者自身が税額を確定させることから、大変重い意味をもつ納税者の権利といえます。国民主権原理からすれば民主主義の具体化といえます。

勤労者の大部分を占めるサラリーマンは、年末調整制度によって「申告権」を奪われています。年末調整制度の選択制を含め、自分の税金を自分で計算できる仕組みにあらため、すべての納税者の共通する権利として「申告権」を確立するべきです。

また、納税者同士が学びあい行う自主申告活動は納税者の当然の権利です。

3 紳税者は、税法や申告に必要な事項を知る権利を有し、分かりやすい文書で、税法や税務手続きの説明を受ける権利を有する。

【解説】 申告納税制度は、納税者が税法に基づいて正しく計算できることが前提になります。そのためには税法が難解では困ります。その平易化の努力を続けると同時に、行政は納税者の権利を保障するための積極的な納税者支援の仕組みを用意する必要があります。

4 紳税者は、租税の徴収及び滞納処分において生存権が保障され、その税負担を適正かつ最小にとどめる権利を有する。

【解説】 人権や生存権を無視する強権的な徴収行政が横行しています。時には違法・不当な手続きや処分が行われることもあります。現行の国税徴収法でも差押禁止財産が定められ、納税の猶予制度が設けられていますが、納税者（滞納者）の最低限度の生活が保護されていない状況です。納税が滞ったとしても、人権や生存権は守られなければなりません。

滞納状態に陥るにはそれぞれにさまざまな事情があります。納税者に寄り添って個々の事情に即した徴収行政となるよう、そして、生活再建が可能となるような納税者の権利の明確化が求められます。

5 紳税者は、税務調査を受ける際に、調査理由などについて、事前に文書で、通知を受ける権利を有する。

【解説】 2011年に国税通則法が改正され、その際に調査手続きが明確化されました。しかし、事前通知が義務化されたものの、「書面」では通知されず、電話でのみ、通知がされています。

また、税務署の裁量で事前通知をしなくてもよい「例外規定」まで設けられました。調査理由の開示（告知）については法制化が見送られています。調査手続きの明確化をすすめるため再改正が必要です。

6 紳税者は、自分のプライバシーを侵害されない権利を有する。

【解説】 税務調査では、納税者のプライバシーに直接触れることがしばしば起こります。事業に係わらない生活上の預金通帳などを調べ、メールなどを閲覧・プリントするなどということまで行われています。税務調査の現場において納税者のプライバシーは尊重されなければなりません。

また、税務署には膨大な個人情報が収集されます。税務署が収集する個人情報は税務に必要な最小限にとどめるべきであり、その管理も厳格であるのは当然です。また、国民が自分自身の収集されている情報にアクセスする権利も大切です。

7 紳税者は、自らの選択により、税務調査など課税庁との対応において専門家の援助を受ける権利とともに第三者の立会を求める権利を有する。

【解説】 紳税者と税務署とは対等な関係にあります。しかし、税務署の職員は権限をもち、専門的な知識を有しています。納税者が必要とする場合には、専門家や第三者の援助を受けることが保障されるべきです。

税務調査や税務署における折衝の場において、納税者は、税理士などの専門家の援助を受ける権利のほか、自身が必要と考える第三者の同席（立会）を求める権利を有することを、法律上明確にすることが必要です。